

# オートアフターマーケット東北2025 オートアフターマーケット九州2025

## 出展申込書

申込日	2025年 月 日		
ふりがな			
出展者名			印
住所	〒		
URL			
代表者	役職		
	氏名		
担当者	所属/役職		
	氏名		
連絡先	TEL		
	FAX		
	E-mail		

※両展でご担当者が異なる場合、それぞれの御担当者連絡先をご記入ください

<b>■オートアフターマーケット東北2025 (A)</b>	会期：2025.9/20(土)~21(日)	出展プレゼンテーション希望の場合は「√」を入れてください (決定優先となります)
75,000円(税抜) × <input type="text"/> 小間 = ￥ <input type="text"/> (税抜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

<b>■オートアフターマーケット九州2025 (B)</b>	会期：2025.10/4(土)~5(日)	出展プレゼンテーション希望の場合は「√」を入れてください (決定優先となります)
75,000円(税抜) × <input type="text"/> 小間 = ￥ <input type="text"/> (税抜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

<b>■割引 (C)</b>	<b>■合計金額 (A+B-C)</b>
30,000円(税抜) × <input type="text"/> 小間	￥ <input type="text"/> 円 (税抜)
※両展ご出展の場合、1小間につき3万円(税抜)割引 ※両展への出展小間数が異なる場合、少ない小間数につき3万円の割引	

出展予定製品
--------

提出先

オートアフターマーケット東北・九州 運営事務局 (株式会社ジェイシーレゾナンス内)  
E-mail: aatk@jc-resonance.co.jp TEL: 03-5422-9446 FAX: 03-5422-9149

# オートアフターマーケット東北2025 オートアフターマーケット九州2025

## — 出展規程 —

### 1. 出展小間の引き渡し・小間装飾

出展小間は、1小間当たり4m<sup>2</sup> (2m×2m)とし、出展申込最小単位は1小間となります。原則としてスペース渡しで、隣接する小間がある場合のみ仕切りパネル (システムパネル・白)を施工した状態で引き渡します。

### 2. 出展料金支払方法

- 出展申込書をご提出頂いた後、主催者より発行する請求書に従い、記載された期限までに下記指定口座までお振込下さい。
- 出展料金を期限内にお支払いいただけない場合は、出展申込を取消させていただきますことがあります。
- 振込先指定銀行口座  
銀行：みずほ銀行 銀座支店  
口座：普通預金口座  
口座番号：2912476  
口座名義：カ) ジェイシーレゾナンス  
※振込手数料は申込者にてご負担願います。
- 支払期限：2025年8月29日(金)
- 支払方法は銀行振込とし、手形等によるお支払いはお受けできません。

### 3. 出展契約の解約

出展申込書提出後の解約は原則として認められませんが、実行委員会がやむを得ないと認めた場合は解約を了承します。出展者は書面にて実行委員会宛に解約願を提出するものとします。出展申込書提出後の解約につきましては、出展料金のお支払い前後に関わらず、出展料金(税込合計金額)の100% (全額)をお支払いいただきます。  
※スペースの一部解約の場合も同様とします。実行委員会は支払われたキャンセル料に関係なく、解約されたスペースを自由に再割当てする権利を有するものとします。解約された小間がその後、別の出展者に割当てられた場合でも、解約をした出展者は解約料の支払い義務を免除されないものとします。

### 4. 小間位置の決定

出展小間の割当は出展申込の順番や小間数、過去の出展実績、展示内容及び搬出入の難易度等を勘案のうえ、各実行委員会にて決定します。また、実行委員会は展示効果向上・来場者誘導経路等の都合上、小間位置の再割当ての権利を有するものとします。ただし、実行委員会が必要と認める場合以外にはそのような変更は行わず、変更が必要な場合は当該出展者にその旨を通知するものとしますが、実行委員会はそれらの変更により出展者が受ける損害を賠償する責に任じないものとします。

### 5. 規程の制定及び遵守

「オートアフターマーケット東北」「オートアフターマーケット九州」(以下、本展示会)は、各実行委員会が統一的なテーマのもとに企画・運営するものであり、その成功のために、実行委員会は本展示会の開場及び開場時刻、入場の資格、その他の入場に関する事項、出品品の展示及び装飾の方法、本展示会会場及び小間の使用方法、来場者に対する接遇方法、清掃、警備、安全管理、その他本展示会の運営に関し、出展要項などにおいて必要な規程を制定することが出来るものとします。出展者はこれらの規程及び指示を遵守し、これに従い、他の出展者の妨げにならないように展示を行うものとします。実行委員会は、出展規程及び装飾規程に違反した出展者に対し、その修正と、場合により撤去を命じることが出来ます。

### 6. 出展スペースの譲渡・貸与の禁止

出展者は割り当てられた出展スペースの全部または一部を、有償無償を問わず第三者に譲渡、貸与もしくは相互交換することは出来ません。但し事務局に共同出展者として届け出ていただいた場合を除きます。

### 7. 設営・展示・撤去期間

「オートアフターマーケット東北2025」は2025年9月20日(土)の本展示会の開会までに展小間の設営を完了するものとします。また、展示・装飾物を、2025年9月21日(日)の閉会時間以前に撤去することは固く禁止され、2025年9月21日(日)の実行委員会が定める時刻までに撤去するものとします。

「オートアフターマーケット九州2025」は2025年10月4日(土)の本展示会の開会までに展小間の設営を完了するものとします。また、展示・装飾物を、2025年10月5日(日)の閉会時間以前に撤去することは固く禁止され、2025年10月5日(日)の実行委員会が定める時刻までに撤去するものとします。

### 8. 展示物の管理等

開催期間中は、出展者は責任をもって自社の小間に常駐し、来場者への対応、展示物の保護、維持管理にあたるものとします。実行委員会は管理要員や警備員を配置し会場全般の管理にあたりますが、実行委員会または履行代行者の故意または重大な過失により生じた場合を除き、出展者が受ける損害を賠償する責任を負うものではありません。また、展示物が未到着の場合といえども、出展者は出展小間料金の支払い義務を負うものとします。

### 9. 消防法規等

出展者は会場施設に適用されるすべての消防および安全に関する法規・注意事項等を遵守しなければなりません。

### 10. 清掃

出展者は準備期間中、開催期間中、撤去日において、その割当出展スペースを清潔に保ち、くず類が堆積しないように必要な措置を取って下さい。また、装飾施工・撤去時に出る残材等は必ず出展者にてお持ち帰り下さい。

### 11. 騒音

出展者が展示する機械・電気装置及び、デモンストレーションにて使用する音響機器等で音を発生する場合は、他の出展者の迷惑にならないように操作して下さい。また、実行委員会は、これらの場合に騒音基準を設定する権利を有するものとします。

### 12. 撮影

本展示会場内でのカメラ、ビデオ、テープレコーダーその他の視聴覚機器による写真、映画、ビデオ等の映像の撮影は実行委員会及び実行委員会が認めた報道関係者のみがなし得るものとし、出展者はその撮影・取材に関してはできる限りの協力をするものとします。出展者による撮影は自社小間内に限るものとし、それ以外の部分の撮影を希望する場合は、必ず事前に実行委員会にその撮影許可を申請するものとします。

### 13. 本展示会の中止

各実行委員会は本展示会の開催に向け最善の努力をしますが、不可抗力及びやむを得ない事由に限り本展示会を中止し、本契約を解除できる権利を有するものとします。この場合、本展示会が出展者の責に帰すべき理由、または原子力危険・放射能危険・戦争・地震・火山の噴火・津波・火災・悪天候等の自然災害、パンデミック、政治若しくは経済の混乱、公権力の行使等の理由により中止され、本契約が解除されたものであるときは、実行委員会は出展者に対し出展料金を返還する義務を負わないほか、本契約の解除によって出展者が受ける損害・間接損害を賠償する責に任じないものとします。その他の理由により中止された場合は、実行委員会は出展者に対し、出展料金に本展示会の開催日数を分母とし、残存開催日数(本契約の解除日を含まない)を分子とする分数を乗じて得た金額を出展者に返還しますが、本契約の解除によって出展者が受ける損害・間接損害を賠償する責には任じないものとします。

### 14. 実行委員会による解除

出展者は、割当出展スペース内への来場者の入場を許可し、また展示が常にここに定められた出展規程及びその他の規程に合致するように努めることとします。出展規程に合致しない場合は、実行委員会は催告を要することなく直ちに出展料金の返還を一切することなく本契約を解除できるものとし、理由の如何に関わらず、展示物・出展者あるいはその代理人を拒否し、排除する権利を有します。また、実行委員会がやむを得ない理由により出展者を排除し契約を解除する場合には、実行委員会は排除の時点における残存開催日数をもととする未使用出展料金を出展者へ返還するものとします。上記何れの場合においても実行委員会は、本契約の解除によって出展者が受ける損害・間接損害を賠償する責には任じないものとします。

### 15. 会期・会場、開場時間の変更

実行委員会は、やむを得ない事情により本展示会の会期・会場・開催形態及び開場時間を変更することがあります。この変更を理由として出展申込の取消し、出展契約の解除はできません。又、実行委員会はこれによって出展者が受ける損害・間接損害を賠償する責には任じないものとします。